

「定款の施行に関する規則」及び「外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

2024年2月14日

一般社団法人 日本 STO 協会

I. 趣旨

2020年5月に施行された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」により、トークンに表示される有価証券の取扱いが明確化された後一定の期間が経過したことから、本協会の諸規則の見直しを実施しているところであるが、諸規則のうち定款の施行に関する規則に規定する正会員及び賛助会員として入会する際に必要な申請時の提出書類及び会員種別変更申請時の提出書類等について見直すため、同規則の所要の改正を行うこととする。

また、2023年11月20日、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立、公布され、「金融サービスの提供に関する法律」の題名が改正されることに伴い、外務員の資格、登録等に関する規則について、所要の改正を行うこととする。

II. 骨子

1. 定款の施行に関する規則

- (1) 登録金融機関が正会員として入会を申請する場合における提出書類に金融商品取引法第33条の6第1項又は第3項に規定する届出の写しを追加する。(第4条第2項第1号)
- (2) 登録金融機関が賛助会員として入会を申請する場合における提出書類を見直す。(第4条第3項)
- (3) 賛助会員である登録金融機関が正会員へ会員種別変更申請を行う場合における申請書類として金融商品取引法第33条の6第1項又は第3項に規定する届出の写し等を追加する。(第7条)
- (4) その他所要の改正を行う。

2. 外務員の資格、登録等に関する規則

「金融サービスの提供に関する法律」の題名の改正に伴う所要の改正を行う。(第6条)

Ⅲ. 施行の時期

「定款の施行に関する規則」については令和6年4月1日から、「外務員の資格、登録等に関する規則」については本協会が別に定める日※から施行する。

※本協会が別に定める日は令和6年2月14日とする。

なお、本改正は、その内容が投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上